知多北部広域連合介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年２月１５日

知多北部広域連合長　花　田　勝　重

知多北部広域連合条例第１号

知多北部広域連合介護保険条例の一部を改正する条例

知多北部広域連合介護保険条例（平成１２年知多北部広域連合条例第３号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項第１号中「２９，８７８円」を「３４，３０５円」に改め、同項第２号中「４３，１５７円」を「５１，６４６円」に改め、同項第３号中「４９，７９７円」を「５２，０２３円」に改め、同項第４号中「５９，７５６円」を「６７，８５６円」に改め、同号第５号中「６６，３９６円」を「７５，３９６円」に改め、同項第６号中「７９，６７５円」を「９０，４７５円」に改め、同号イ中「又は第１２号イ」を「、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第７号中「８６，３１４円」を「９８，０１４円」に改め、同号イ中「又は第１２号イ」を「、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第８号中「９９，５９４円」を「１１３，０９４円」に改め、同号イ中「又は第１２号イ」を「、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第９号中「１１２，８７３円」を「１２８，１７３円」に改め、同号ア中「４００万円」を「４２０万円」に改め、同号イ中「又は第１２号イ」を「、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第１０号中「１１９，５１２円」を「１４３，２５２円」に改め、同号ア中「６００万円」を「５２０万円」に改め、同号イ中「又は第１２号イ」を「、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第１１号中「１２６，１５２円」を「１５８，３３１円」に改め、同号ア中「８００万円」を「６２０万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第１３号イ又

は第１４号イ」に改め、同項第１２号中「１２９，４７２円」を「１７３，４１０円」に改め、同号ア中「１，０００万円」を「７２０万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第１４号イ」を加え、同項第１３号中「１３２，７９２円」を「１９６，０２９円」に改め、同号を同項第１５号とし、同項第１２号の次に次の２号を加える。

⒀　次のいずれかに該当する者　１８０，９５０円

ア　合計所得金額が８００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

⒁　次のいずれかに該当する者　１８８，４９０円

ア　合計所得金額が１，０００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第５条第３項中「１９，９００円」を「２１，４００円」に改める。

第５条第４項中「３３，１００円」を「３６，５００円」に改める。

第５条第５項中「４６，４００円」を「５１，６００円」に改める。

第７条第３項中「若しくは第１１号イ」を「、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ若しくは第１４号イ」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

第２条　改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、令和６年度分の保険料から適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。